

発行/三原市人権推進課

編集/三原市大和人権文化センター

住所/三原市大和町下徳良107番地1

電話/0847-33-1308

三原市大和人権文化センターだより

令和2年度のそば打ち教室が1月9日(全8回)で終了しました。
最初は、おぼつかない手つきでしたが、みるみる上達されました。
来年度は、4月に募集しますので、みなさん参加してみてください。楽しいですよ



先生によるそば打ち実演



練り



伸ばし



切り



あなたの知らない間に 個人情報・・・

～登録型本人通知制度へ登録しましょう～

近年、戸籍謄本や住民票の写し等の個人情報を大量に不正取得し、その情報を売買する事件が発生しており、その9割以上が身元調査に使われてきました。

三原市では、2016年(平成28年)8月から「登録型本人通知制度」を実施しています。この制度は、戸籍謄本や住民票の写し等の証明書の不正取得により、個人の権利が侵害されることを防止・抑止するため、代理人や第三者へ証明書を交付したときに、事前に登録した人へ、その事実をお知らせする制度です。

登録受付窓口：市民課又は各支所地域振興課

問合せ先 三原市役所 市民課 0848(67)6051

人権推進課 0848(67)6044

【登録・手続き



大和地域センター心配ごと相談のお知らせ

日時 2月19日(金) 9:00~12:00

場所 大和人権文化センター 会議室

相談内容 暮らしの相談・行政相談

相談員2名で対応します。次回は、3月19日(金)の予定。

電話による相談も受け付けています。

大和人権文化センター(0847-33-1308)

人権相談

人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。

相談は無料で秘密は守られますので、気軽に相談してください。

●とき 土・日・祝日は除く

10:00~16:00

●ところ 三原市大和人権文化センター

●電話 0847-33-1308

人権ってなんだろう？

NO. 14

犯罪被害者等

不幸にして犯罪の被害に遭われた方やその家族、遺族は、犯罪そのものによる直接的な被害だけでなく、精神的ショックや経済的困窮、周囲の人々の配慮のない対応など、様々な二次的被害に苦しめられることが少なくありません。

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すことができるよう、社会全体で支えていくとともに、犯罪被害者等が置かれている状況や、犯罪被害から平穏な生活を取り戻していく上で必要な配慮や支援の重要性について、私たち一人ひとりが理解を深めていくことが大切です。

※犯罪被害者等の抱える様々な問題

直接的被害 (一時的被害)	●生命を奪われる(家族を奪われる) ●身体を傷つけられる ●お金や物などの財産を奪われる。
事件後に 直面する問題 (二次的被害)	●心身の不調(事件・事故にあったことによる精神的ショック・身体の不調) ●生活上の問題(治療費の負担や失職・転職などによる経済的困窮) ●周囲の人の言動による傷つき(安易な励ましや無責任なうわさ話、過剰なマスコミの取材・報道によるストレス・不快感) ●加害者からの更なる被害(加害者からの報復などの危害に対する不安や恐怖、加害者の不誠実な言動による苦痛) ●捜査・裁判に伴う負担(捜査や裁判の過程における精神的・時間的負担)
年月が経って から現れること がある症状	●事件・事故のことが頭から離れない ●恐怖・不安を強く感じる。 ●人に会うのがつらい ●自分を責め続ける。

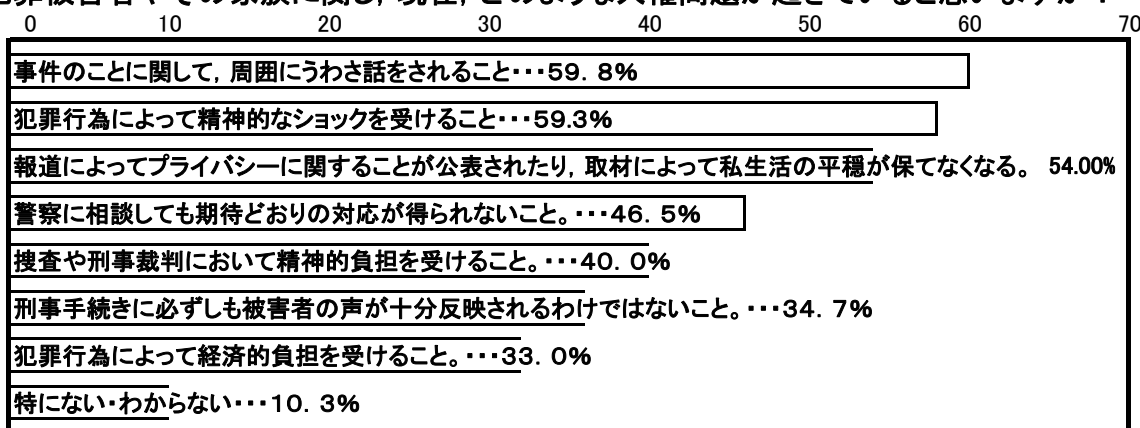


人KENまもる君



人KENあゆみちゃん

※犯罪被害者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？



※犯罪被害者等支援について

平成17(2005)年4月に犯罪被害者等に関する基本理念を定めた「犯罪被害者等基本法」が施行され、平成28(2016)年4月には、「第3次犯罪被害者等基本計画」が策定されています。

本県では、国、市町などの関係機関や民間被害者支援団体などと連携して、保健・医療・福祉サービスや、住居雇用・労働・教育など多岐にわたる犯罪被害者等支援策を総合的に推進しています。

被害に遭った直後の多くの方は、気持ちが動転していて、何をすればよいのか、判断できない状態にあります。

そんな時、信頼できる周囲の人の支えが大きな助けになります。私たちに出来ることを探してみましょう。

参考資料(抜粋)「気づき」から「きずな」へ

(広島県人権男女共同参画課・人権啓発冊子)平成29(2017)年3月発行